

建設事業主には・・・・

雇用管理責任者の選任義務があります！

①事業場ごと（支店や営業所等）に選任が必要です。 ※建設労働者雇用改善法 第5条

②雇用管理責任者は、新しい知識の習得及び知識の向上が求められます。

※建設労働者雇用改善法 第5条第3項

③雇用管理責任者のみならず、それに準ずる方、雇用管理の知識を習得したい方もご参加ください。

④職別工事業も事業ごとに選任が義務付けられています。

⑤参加者名及び企業名は、厚生労働省へ提出いたします。

※「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の条文はこちらから➡



基礎講習：カリキュラム及び研修時間

時 間	講義項目	研修時間	主な講義内容
9:00～9:10	閉会式 オリエンテーション	10 分	◦ 開会挨拶及び事業説明 ◦ 進行説明 等
9:10～11:10	雇用管理総論と 建設雇用改善施策	120 分	◦ 建設業の現況と特徴 ◦ 建設労働の実態と問題点 ◦ 雇用管理責任者の職務 ◦ 建設労働関係法令の体系とその概要 ◦ 下請構造（請負契約、一人親方） ◦ 雇用管理改善のメリット ◦ 建設キャリアアップシステム ◦ 建設事業主等に対する助成金の内容 等
11:10～11:50	社会保険の意義と概要	40 分	◦ 労働者性の判断基準
お昼休憩 < 60 分 >			
12:50～14:10	社会保険の意義と概要	80 分	◦ 社会保険の意義と概要 ◦ 各種保険制度の概要と事務手続等 (健康保険、厚生年金、建設国保、雇用保険、 労災保険)
14:10～16:20	労基法の概要	130 分	◦ 募集・採用・配置に関すること ◦ 雇用契約 ◦ 就業規則 ◦ 賃金管理 ◦ 労働時間管理 等
16:20～16:25	質疑応答	5 分	
16:25～16:30	閉会式	5 分	◦ オンラインアンケートの説明 等

※ 休憩：約 1 時間毎に 5 分間から 10 分間入ります。

研修時間（390 分）

※ 開始時間は会場によって異なる場合があります。